

クレジットポリシー

平成 17 年 1 月 27 日制定

平成 23 年 12 月 1 日改正

平成 26 年 3 月 28 日改正

(経営理念の追求)

1. 経営理念遂行のため、融資業務を通じ、農業と地域産業の振興および地域社会の発展と貢献に積極的に努めていく。

(社会的責務の追求)

2. 当組合の公共性および地域社会との信頼関係、ならびに地域における信用秩序の維持の観点から融資業務を通じ社会的責務を果たす。

(健全性の追求)

3. 資産査定を適切に実施することにより優良資産の保有と維持に努めるとともに、将来の予測し難い環境の変化等に伴う貸出リスクに対処するため、適正な資産の償却・引当を実施することにより、農業および地域社会の健全な発展に資する。

(融資の基本原則)

4. 融資を行うにあたっては、次の基本原則に則り、健全な貸出資産の形成に努めなければならない。
 - (1) 農業協同組合法をはじめ関係法令等（以下「農協法等」という。）および定款・諸規程等を遵守し、社会的規範に悖ることのない、誠実かつ公正な融資を行う。
 - (2) 当組合の公共性と社会的責務を認識した健全な融資を行う。
 - (3) 取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握・検討し、融資を行う。
 - (4) リスクリターンを踏まえた適正で安定的な収益が確保できる融資を行う。
 - (5) 資金が固定化することのないよう流動性に配慮した融資を行う。

(融資姿勢)

5. 融資姿勢
 - (1) 農業・協同組織金融機関としての役割

- ① 協同組織金融機関の使命として、組合員に対し、積極的に貢献する。
 - ② 農業専門金融機関の使命として、農業の振興・活性化に寄与する法人等に対し、積極的に支援する。
- (2) 地域金融機関としての役割
- 地域金融機関として、地域社会・経済に貢献するため員外利用制限を遵守しながら、地域住民および企業等に対しても積極的に支援する。

(融資時の留意事項の基本)

6. 留意事項

(1) 融資対象

融資対象は、農協法等および定款・諸規程等に定める融資適格者であることはもとより、公共性・社会性の観点および農業関連等の妥当性についても十分に考慮する。

(2) 資金使途・融資額

- ① 資金使途の妥当性を検証するとともに、社会的正義に反する融資、社会通念上許されない融資、投機的資金への融資、返済不能を糊塗する融資は行わない。
- ② 融資額は、資金使途・返済財源を十分に踏まえ、必要な範囲内で検討する。

(3) 融資期間・返済方法

資金使途・返済財源に応じた適正な融資期間、返済方法を設定する。とりわけ長期の融資にあたっては、資金の固定化を避けるため分割弁済を基本とし、一括返済の場合にはその妥当性を検討する。

(4) 金利決定の考え方

当組合の調達コストに則した基準金利を設定し、具体的な融資に際しては、基本として信用リスクに見合った適正なリターンを勘案し決定する。

(5) 保全

- ① 融資にあたっては借入申込先の信用調査等を十分に行い実態を把握し、信用リスクを考慮した保証または担保の徴求に努める。
また、安易に保証・担保に依存した与信は行わない。
- ② 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切な対応を行う。
- ③ 経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、経営者以外の第三者の個人連帯保証は原則求めない。